予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款:民生費 項:社会福祉費 目:社会福祉諸費

事業名 就労準備支援事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 地域福祉課 生活支援係 電話番号:058-272-1111 (内 2648)

E-mail: c11219@pref.gifu.lg.jp

1 事業費

16.703 千円 (前年度予算額:16.778 千円)

<財源内訳>

	事業費	財		財	源		内 訳					
区分		国庫	分担金	使用料	財	産	寄附金	その他	IB.	/ 宇 .	_	般
		支出金	負担金	手数料	収	入			県	債	財	源
前年度	16, 778	11,003	0	0		0	0	0		0	5,7	775
要求額	16, 703	10,954	0	0		0	0	0		0	5, 7	749
決定額												

2 要求内容

(1)要求の趣旨(現状と課題)

本事業はひきこもり等の長期間就労していない方を対象として、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業である。

就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けて、より丁寧な支援を必要とする方に対し、「一人ひとりが抱える課題に応じた就職支援の充実や職業的自立の促進」や「生活支援の充実等によるセーフティネットの強化」を行うことにより、社会の担い手として活躍できるように支援する必要がある。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、さらに相談が増加することも想定されるため、引き続き、寄り添った支援を行っていく必要がある。

(2) 事業内容

【就労準備支援事業】(継続)

- ア. 就労準備支援プログラムの作成 (就労準備支援員を配置し、協力事業者の開拓や支援対象者の課題の把握と支援方法の決定などを実施)
- イ. 日常生活自立に関する支援 (電話もしくは自宅訪問等による起床等の

促し、身だしなみに関する助言などにより、適切な生活習慣の形成を促す) ウ. 社会生活自立に関する支援 (基本的なコミュニケーション能力の形成、 ボランティア活動への参加等を通じて社会的能力の形成を促す)

- エ. 就労自立に関する支援 (就労体験の提供。模擬面接、ビジネスマナー 講習などによる一般就労に向けた技法・知識の修得)
- オ. 就職活動支援 (職場定着に必要な支援を実施)

【就労準備支援事業交通費支援事業】(継続)

- ア. 岐阜県生活困窮者学習支援拠点等利用支援事業費補助金 就労準備支援事業を実施する市が、事業に参加する生活困窮者に交通費を 支給する場合に、その費用を県が補助する。
- イ. 就労準備支援事業交通費支援事業費

県が生活困窮者自立支援法に基づき生活困窮者の自立相談支援事業を実施する郡部において、生活困窮者が就労準備支援事業に参加する場合に、必要な交通費を支給する。

(3) 県負担・補助率の考え方

【就労準備支援事業】

- ○福祉事務所未設置の町村区域における実施主体は県。(法第4条②二)
- ○負担区分

(就労準備支援事業) 国庫補助率 2 / 3 (法第15条②一)

【就労準備支援事業交通費支援事業】

○市が実施する事業への県補助率: 2/3 生活困窮者への交通費の直接支給に要する経費については国庫補助の 対象外となっているが、同額の補助率を維持する。

(4)類似事業の有無

- ○県内では12市が就労準備支援事業を実施中。
- ○全国では、47都道府県中36都府県で実施中(平成29年度現在)

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	16,561 千円	就労準備支援事業委託費 16,431 千円
		就労準備支援事業交通費支援事業委託費 130 千円
補助金	142 千円	各市への交通費補助金 142 千円
合計	16,703 千円	

決定額の考え方

事 業 評 価 調 書(県単独補助金除く)

□ 新規要求事業

■継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

生活困窮者自立支援制度の任意事業である就労準備支援事業について、県 内郡部を対象に実施する。

ひきこもり等の長期間就労していない方を対象とし、一般就労に従事する 準備としての基礎能力の形成について、引き続き、計画的かつ一貫して支援 していく。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業 開始前	指標の)推移	現在値	具標	達成率
						%
			()	()	()	
						%
	()	()	()	()	()	

〇指標を設定することができない場合の理由

当事業が必要な生活困窮者については、ひきこもり等の長期間就労していない方などであり、ニーズが潜在化しており、実態の把握が困難であることもあり、指標の設定は難しい。

(前年度の取組)

地域住民や民生委員等の情報提供、親族等からの相談や関係機関等の連携により、ニーズの把握を行うとともに、支援に繋ぐことができた対象者について、必要な支援を実施している。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による各種相談についても、相談 支援を行っている。

(前年度の成果)

令和元年度には、ひきこもり等の長期間就労していない方の相談のうち、 51件の支援プランの作成につなげることができた。

令和2年度8月末時点で、すでに28件の支援プラン作成実績がある。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)

〇:必要性が高い △:必要性が低い

(評価)

就労準備支援事業は任意事業であるものの、平成30年度の実施 0 状況は全国の435自治体(48%)で実施されており、増加傾向にある。 当事業については、平成30年10月の法改正により、令和4年 度までに当事業を実施することが努力義務とされている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による各種相談につい ても、支援できる窓口として、引き続き事業を行っていく必要が ある。

・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

〇:概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

△:まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価) 0

ひきこもり等の長期間就労していない方からの相談を適時実施 することにより、支援プランの作成につながっており、少しずつ 効果が出ていると思われる。

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

〇:効率化は図られている △:向上の余地がある

(評価) 0

関係機関や生活困窮者の支援を行っている事業者等と連携し、

より効率的に支援を実施していく。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

ひきこもり等の長期間就労していない生活困窮者については、行政が把握 することが難しい支援対象者であるため、関係機関等と密接に連携した支援 や掘り起しが重要である。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による各種相談についても、引き 続き、きめ細かい相談支援を実施していく必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今 後どのように取り組むのか

新型コロナウイルス感染症の影響による相談については、今後も増加が見 込まれるため、引き続き、関係機関等と連携しながら支援していく。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又	
は事業名及び所管課	【○○課】
組み合わせて実施する理由や	
期待する効果など	